

# YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービス重要事項説明 (YAMADA WiMAX+5Gプラン専用)

お申し込みになる前に必ずお読みください。

2021年7月1日現在

## 1. ご契約にあたって

- 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
- ご契約時に記入(または入力)いただいた電話番号・メールアドレス宛てに当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただきますことがあります。
- ご契約内容(名義・住所・連絡先等)が虚偽の記述があった場合は、契約解除となる場合があります。
- 料金滞納による契約解除を受けた場合は、お客様情報を携帯電話・PHS・BWA事業者(交換先事業者は契約約款をご確認願います。)との間で交換いたします。  
※不払い情報の交換の目的…契約解除後においても、料金不払いのあるお客様の情報を事業者間で交換し、その情報を契約申し込み受付時の加入審査に活用することにより、料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としています(料金不払いの状況によってはお申し込みをお受けできない場合があります)。

## 2. 初期契約解除制度について(個人名義で契約のお客様のみ適用)

- ご契約いただいた通信サービスが利用可能になった日、または本書面をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約(料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。)の解除(以下「初期契約解除」といいます。)を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。
- 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。
  - 新規契約の場合
    - ご購入された端末は初期契約解除制度の対象外です。
    - 本契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び契約解除までに提供を受けた通信サービス利用料をご請求します。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。
    - オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
    - お客様が本契約の締結と同時に当社から端末アシストプランにて購入した端末は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただけます。詳細条件は、重要事項説明書の「【別掲】端末返還特約」をご参照ください。
  - 料金プラン変更の場合
    - 料金プランを変更した時点で遡って変更前の料金プランを適用します。
- 本契約を特定できる事項(受付番号・契約者住所・契約者氏名)を記載した書面を郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただけます。
- 初期契約解除制度の問い合わせ先について  
YAMADA Air Mobile WiMAX通信契約をお申込みいただいた店舗もしくは、YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンターへお問い合わせください。詳細は、「15.お問い合わせ連絡先について」をご参照ください。

## 3. YAMADA Air Mobile WiMAX サービスについて

- YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスでは、以下の2つのモードを端末の設定により選択いただけます。各モードにおいてWiMAX 2+、au 4G LTE、au 5Gの通信をご利用いただけます。各モードでご利用いただけるエリアは、UQコミュニケーションズ株式会社のUQホームページのエリアマップをご確認ください。

利用可能な通信	WiMAX 2+	au 4G LTE	au 5G
スタンダードモード	○	○	○
プラスエリアモード【オプション料金】	○	○	○

※プラスエリアモードご利用時のオプション料金は、「6. 料金について」参照。

- スタンダードモードでご利用いただく場合、月間の通信量に上限はありません。ご利用されるエリアの混雑状況により速度が低下する場合があります。
- プラスエリアモードで毎月1日より積算した合計通信量が15GBを超過した場合、当月末までの通信速度を128kbpsに制限します(スタンダードモードのご利用時は対象外です)。通信速度の制限は、翌月1日に順次解除します。
- インターネット接続の提供にあたり、プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスを動的に1つ割り当てます。
- 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking(インターネット上へのTCP25番ポートを宛先とした通信の制限)を実施しています。メール送信の際は、587番ポートなど、25番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスはベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスは電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- 前日までの直近3日間の通信量が合計15GB以上の場合、ネットワーク混雑時間帯に通信速度を概ね1Mbps(\*)に制限します。  
※送受信の最大速度であり、実際の速度は電波環境等に応じて1Mbps以下となることがあります。
- ネットワークの継続的な高負荷などが発生した場合、状況が改善するまでの間、サービス安定提供のための速度制限を行う場合があります。
- サービス品質維持及び設備保護のため、24時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。

## 4. 公衆無線LANサービスについて

ご契約のお客様は、以下の公衆無線LANアクセスサービスが無料でご利用いただけます。

### ■ YAMADA Wi-Fiプレミアム

- YAMADA Wi-Fiプレミアムサービスは付加サービス(オプション)として提供する、公衆無線LANアクセスサービスです。
- YAMADA Wi-Fiプレミアムのご利用にあたっては「YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款」が適用されます。契約約款は以下のURLからご確認ください。  
[http://www.yairmobile.jp/support/form\\_dl.html](http://www.yairmobile.jp/support/form_dl.html)
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。
- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではなく、回線の混雑状況などにより通信速度が異なります。
- サービスエリアによっては、ご利用の通信の種類により、速度が制限される場合があります。
- 電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かない所や、サービスエリア外ではご利用いただけません。また、ご利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- YAMADA Wi-Fiプレミアムを解約する際は、お客様サポートセンターへご連絡ください。

## 5. 「ヤマダオプションストア」について

- 月の途中でのお申し込み、廃止の場合、オプションストア利用料の日割り計算は行いません。
- 本オプションサービスについては、ヤマダオプションストア利用規約に基づき、提供します。利用規約は、お客様マイページの「My YAMADA」内のオプションストアのホームページ <http://option.uqwimax.jp/yamada> に掲載されております。

## 6. 料金について

- 本サービスの料金は、以下の通りです。

### (1) 基本料金プラン

プラン名	基本使用料 <sup>(※1)</sup>	登録料	契約期間
YAMADA ギガ放題プラス2年(2年自動更新あり)	4,818円/月(税込)	3,300円(税込)	25ヶ月間 <sup>※2</sup>
YAMADA ギガ放題プラス2年(2年自動更新なし)	4,818円/月(税込) <sup>※3</sup>	3,300円(税込)	25ヶ月間 <sup>※4</sup>
YAMADA ギガ放題プラス(期間条件なし)	5,005円/月(税込)	3,300円(税込)	なし
YAMADA ギガ放題プラス3年	4,818円/月(税込)	3,300円(税込)	37ヶ月間 <sup>※5</sup>

※1：月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料はご利用日数分の日割額となります。月末時点でご利用の場合、別途、以下料金をお支払いいただけます。日割り計算は行いません。

・ユニバーサルサービス料：1電話番号あたり税込月額3.3円(2021年7月現在。今後金額が変更になる場合があります。ユニバーサルサービス料とは、加入電話等の電話サービスを全国どの世帯でも公平に安定して利用できるよう、お支払いいただく料金です。)

・電話ルーサーサービス料：1電話番号あたり月額税込1.1円(2021年7月現在。今後金額が変更になる場合があります。電話ルーサーサービス料とは、聴覚や発話に障がいのある方と耳の聴こえる方の意思疎通を仲介する「電話ルーサーサービス」の適正・確実な提供を確保するためにお支払いいただく料金です。)

※2：新規ご加入時は、課金開始日を含む月を1ヶ月目とし、契約期間の25ヶ月目を「満了月」とします。また、満了月の翌月を1ヶ月目として24ヶ月間の契約として自動更新されます。

※3：26ヶ月目以降は5,005円/月(税込)となります。

※4：新規ご加入時は、課金開始日を含む月を1ヶ月目とし、25ヶ月目を最低利用期間の「満了月」とします。

※5：新規ご加入時は、課金開始日を含む月を1ヶ月目とし、契約期間の37ヶ月目を「満了月」、その翌月を「更新月」とします。また、満了月の翌月を1ヶ月目として36ヶ月間の契約として自動更新されます。

### (2) 契約解除料について

契約解除料は10,450円(税込)です。ただし、「ギガ放題プラス(2年自動更新あり)」の場合、満了月の当月、翌月、翌々月を更新期間とし、更新期間以外に解約または「ギガ放題プラス(期間条件なし)」へプラン変更のお申込みをされた場合は1,100円(税込)の契約解除料がかかります。「ギガ放題プラス(2年自動更新なし)」の場合、最低利用期間内の満了月以外の月に解約または「ギガ放題プラス(期間条件なし)」へプラン変更のお申込みをされた場合は1,100円(税込)の契約解除料がかかります。

### (3) プラスエリアモードオプション料

プラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

利用料	1,100円/月(税込) <sup>(※1)</sup>	登録料	無料
-----	------------------------------	-----	----

※1：月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、プラスエリアモードオプション料は日割にはなりません。

### 2. 料金プランの変更

(1) 料金プランの変更を行う場合、新しいプランは翌月適用となります。

(2) 「ギガ放題プラス(2年自動更新あり)」と「ギガ放題プラス(2年自動更新なし)」との間で料金プランを変更する場合、契約期間は継続となります。但し、「ギガ放題プラス(2年自動更新なし)」の契約期間満了後に「ギガ放題プラス(2年自動更新あり)」に料金プランを変更する場合、契約期間はその変更が適用となった月から24ヶ月間となります。

(3) 「ギガ放題プラス(期間条件なし)」から「ギガ放題プラス(2年自動更新あり)」または「ギガ放題プラス(2年自動更新なし)」に料金プランを変更する場合、契約期間はその変更が適用となった月から24ヶ月間となります。

(4) 契約解除料の発生する料金プラン変更については、本章1.の「(2) 契約解除料について」をご参照ください。

(5) 「ギガ放題プラス」と「ギガ放題プラス(期間条件なし)」間の料金プランの変更はできません。

## 7. 「WiMAX +5G はじめる割」の適用

「ギガ放題プラス」にご加入いただいた場合、最大25ヶ月間毎月の料金を割引する「WiMAX +5G はじめる割」を適用します。本キャンペーン終了時期についてはホームページ等でお知らせします。

割引名称	WiMAX +5G はじめる割
受付期間	2021年4月8日～終了時期未定
特典内容	25ヶ月間 550円(税込)を割引
対象プラン	ギガ放題プラス(2年自動更新あり)・ギガ放題プラス(2年自動更新なし)・ギガ放題プラス(期間条件なし)・ギガ放題プラス3年
条件	対象の料金プランにご加入いただくこと。(新規契約、WiMAX 2+プランからの契約移行) ※1回線につき1回限り ※対象プラン適用月の当月から本割引も適用(日割り対象) ※割引期間中に対象プラン以外への変更・解約をした場合、手続きの当月をもって終了 ※端末の購入に関わらず本割引を適用

## 8. 端末アシストプランについて

### 1. プラン名称: 端末アシストプラン

端末アシストプランにご加入されたお客様について、基本使用料に下表の加算料を加える取扱いを行います。なお、端末アシストプランへのご加入を条件として付与される特典の内容は、お申し込みに先立って当社までお確かめください。

種別 <sup>(※1)</sup>	加算料 <sup>(※2)</sup>	適用期間 <sup>(※3)</sup>	解除料 <sup>(※4)</sup>
端末アシストプラン	605円/月(税込)	適用開始日を含む月の翌月から36ヶ月間	加算料×残り月数 <sup>(※5)</sup>

※1：料金契約単位において同時に適用可能な端末アシストプランは2つとなります。

※2：端末アシストプランのお申込みが完了した月の翌月から適用開始となります。適用開始日を含む月から起算してその廃止日※を含む月までの期間について、加算料をお支払いいただけます。適用開始月の初日に端末アシストプランの適用を廃止した場合は、その廃止月の加算料を支払っていただきます。なお、加算料については日割りを行いません。※月の初日の場合は、前月の末日で廃止されたものとして取り扱います。

※3：適用開始日を含む月の翌月から起算して36ヶ月目の末日をもって自動的に終了します。

※4：次のいずれかに該当した場合は、端末アシストプラン解除料が発生します。

1) 端末アシストプランの適用を行っている料金契約を解除した場合。 2) お申出によりWiMAXまとめてプランの適用を廃止した場合。

※5：残り月数は、下表のとおり、36から継続月数(適用開始日を含む月の翌月から起算して端末アシストプラン解除料の発生事由に該当した日を含む月までの月数をいいます。)を差し引いて算出します。端末アシストプランの解除料の計算は加算料の税抜額に残り月数を乗じた後に消費税を計算します。※月の初日の場合は、前月の末日で廃止されたものとして取り扱います。

継続月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
残り月数	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

## 9. 料金のお支払いについて

### 1. お支払い方法について

(1) 選択いただけるお支払い方法は、右記のとおりです。①個人名義の場合：クレジットカード決済 ②法人名義の場合：クレジットカード決済または口座振替決済

(2) ご利用可能なクレジットカード会社、および口座振替が可能な金融機関は、申込書の記載をご参照ください。

(3) クレジットカードまたは口座振替によるお支払いができなかった場合は、払込用紙により、別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただくことがあります。

(4) 法人名義の場合、口座振替によるお支払いは、金融機関との手続き完了までに1~2ヶ月かかる場合があります。手続き完了までの間の1~2回目、払込用紙により別途指定のコンビニエンスストアでお支払いいただけます。

(5) 払込用紙によるお支払いの場合、165円/月(税込)の窓口支払手数料をご請求させていただきます。ただし、口座振替をお支払い方法にご指定いただき、金融機関との手続き完了までに発行する場合は、2回まで窓口支払手数料を無料といたします。

## 2. ご利用料金のご請求について

ご利用料金については以下の内容でご請求いたします。

- (1) YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスのご利用料金は毎月1日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でもご請求させていただく場合があります。
- (2) 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、1督促通知ごと330円(税込)の督促手数料や年14.5%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、ご請求させていただきます。
- (3) ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。

## 3. 請求書について

請求書については以下の内容で提供いたします。

- (1) 紙面による請求書は発行いたしません。毎月の請求金額は、My YAMADAで確認いただけます。
- (2) 紙面による請求書をご希望の場合は、My YAMADAから請求書発行サービスをお申し込みください。
- (3) 請求書発行手数料として110円/月(税込)を承ります。(クレジットカード決済の場合には請求書発行サービスはご利用になれません。お支払いにご指定いただいたクレジットカード会社の明細をご確認ください。)

## 10. 暗証番号について

1. 新規お申し込み時にご登録いただきました「暗証番号」は、ご契約者様ご本人を確認するための重要な番号ですので、お忘れにならないようご注意ください。また、第三者の方へ番号を開示しないでください。
2. 暗証番号の主な利用用途は、以下の通りです。
  - ・ YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンターにお問い合わせいただいた際に、ご契約者様ご本人であることを確認するために利用する場合があります。
  - ・ YAMADA Air Mobile WiMAXポータルメニュー内の各種お手続きの際のログイン認証に利用します。
  - ・ My YAMADAなど、当社が提供する各種サービスの初期パスワードとして利用する場合があります。

## 11. 未成年者のご契約について

1. 未成年者のご契約にあたっては、次の親権者同意事項に同意の上お申し込みいただけます。小学生以下の方がご契約いただくことはできません。
  - (1) 未成年者によるお申し込み時の親権者同意事項  
私は、親権者等の法定代理人の代表者として、契約申込者が株式会社ヤマダホールディングスと、YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に基づき利用契約を締結すること、利用開始以降YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスに関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します。(\*1)なお、契約者本人がYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカード(\*2)を指定した場合には、契約者が利用したYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。
  - (2) 親権者によるお申し込み代理時の同意事項  
私は、親権者等の法定代理人の代表者として、申込者(契約者)欄に記載されている者の申込代理人として、株式会社ヤマダホールディングスにYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に基づくサービスの利用を申し込みます。また、契約者本人が株式会社ヤマダホールディングスと利用開始以降YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスに関する各種申し込みを行うことについてあらかじめ同意します。(\*1)なお、契約者本人がYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカード(\*2)を指定した場合には、契約者が利用したYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードから支払うことにも同意し、万一料金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。  
\*1：当社ではインターネット上でオンラインによる各種申込状況の確認や変更が出来るサービス(My YAMADA)を提供いたします。 \*2：別紙「YAMADA Air Mobile WiMAX 親権者同意書」の親権者情報欄の親権者名義に限ります。
2. 未成年者のご契約の場合は、親権者の方にご契約同意のご確認通知をお送りいたします。また、確認の為、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。未成年者のご契約で料金に未納があった場合は、親権者の方に金額等をご案内させていただくことがあります。

## 12. ご契約の変更・解約について

1. ご契約の変更について  
お客様のご契約情報は、「My YAMADA」で変更いただけます。お引越しなどで、住所・連絡先・料金引落とし口座等に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。
2. ご契約の解約について  
本サービスを解約する際は、YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンターまたは、ヤマダデンキの店頭にて承ります。なお、その際には、ご本人確認として「ご契約者様名」、「契約管理ID」、「暗証番号」を確認させていただきます。

## 13. 個人情報の利用目的について

届け出ていただいたご契約者様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。

- |                           |   |
|---------------------------|---|
| 1. ご利用料金(ご請求・お支払い等)に関する業務 | 8. 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務             |
| 2. 契約審査等に関する業務            | 9. アンケート調査に関する業務                            |
| 3. 通信機器等の販売に関する業務         | 10. 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務     |
| 4. お客様相談対応に関する業務          | 11. 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務             |
| 5. アフターサービスに関する業務         | 12. サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務   |
| 6. オプションサービス追加・変更に関する業務   | 13. 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務 |
| 7. サービス休止に関する業務           | 14. その他、契約約款等に定める目的                         |

KDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う案内等を行うため、当社は、YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスのご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結しているYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービスの内容、提供開始・解約等の日付等、契約のステータスに関する情報をKDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社へ通知します。

## 14. その他

- ・ サービス内容は予告なく変更することがあります。
- ・ 本文中に記載しているサービス名称などは一般に各社の商標または登録商標です。

## 15. お問い合わせ連絡先

■ YAMADA Air Mobile WiMAXお客様サポートセンター  
一般電話・携帯電話から：0120-810-666(通話料無料) 受付時間：10:00～19:00  
お問い合わせの際には、電話番号をよくお確かめのうえ、おかけ間違いのないよう、よろしくお願いたします。

■ ホームページからもお問い合わせいただけます。  
ホームページアドレス：http://www.yairmobile.jp/ 内の  
お問い合わせフォーム

## 16. YAMADA Air Mobile WiMAX 通信サービスを提供する会社

株式会社ヤマダホールディングス(事業者登録番号:第A-08-01625号)

## 【別掲】ACアダプタのご利用について

ご利用される機器に充電を行う場合は、取扱説明書に記載のACアダプタを必ずご使用ください。取扱説明書に記載されていないACアダプタをご使用の場合、それに起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

## 【別掲】端末返還特約

株式会社ヤマダホールディングス(以下「当社」といいます。)へ端末機器その他の物品(当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。)の購入に係る契約(無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の申込みと同時に当社のYAMADA Air Mobile通信サービス契約約款に定める通常料金契約(既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「YAMADA Air Mobile WiMAX契約」といいます。)および端末アシストプランの申込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

(端末売買契約の解除)

第1条 当社は、お客様が初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づきYAMADA Air Mobile WiMAX契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

(対象物品の返還等)

第2条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品(その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

2. 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3. 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

4. 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

(機器損害金の支払義務)

第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日(以下「支払期日」といいます。)までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象物品の種類	機器損害金
当社のYAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款に定めるWiMAX +5G機器	端末売買契約における当該対象物品の売買代金と同額

2. 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権はお客様に移転します。

(延滞利息)

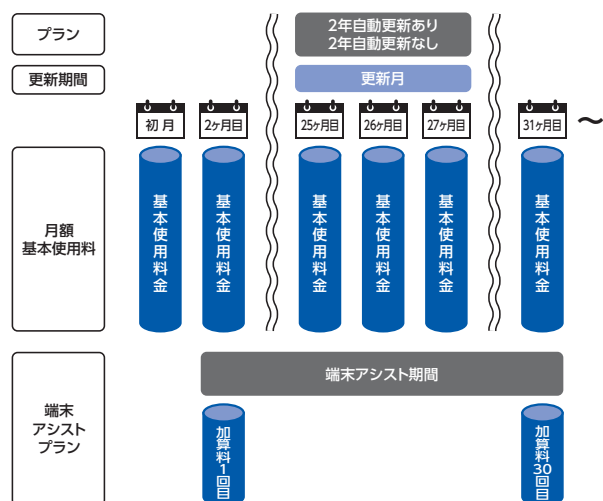
第4条 お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

(合意管轄裁判所)

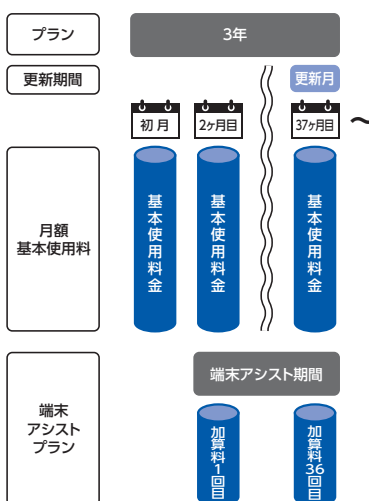
第5条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 【別掲】割引の仕組みについての図示【新規ご契約】

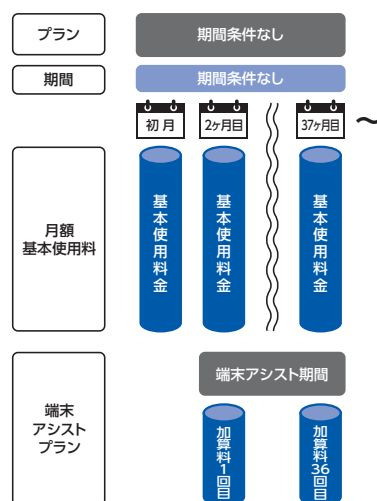
## ■ 2年自動更新あり/2年自動更新なし



## ■ 3年



## ■ 期間条件なし



YAMADA Air Mobile WiMAX通信サービス契約約款および各サービスにより別途定める規定の内容に承諾の上で申込みます。

※約款等の内容は右記URLをご参照ください。 [http://www.yairmobile.jp/wimax2/support/form\\_dl.html](http://www.yairmobile.jp/wimax2/support/form_dl.html)